

引当金の用語について

——引当金会計の純化に関連して——

小 泉 明

引当金は、英米の Reserve の訳語として造語されたものであるが⁽¹⁾、わが国の初期の引当金規定をみると、語源である Reserve ほどの多種の意味をもったものではない。より純化された内容でいい表わされている。

引当金の意味も時代の経過とともに次第に変化してきたが、過日の商法改正⁽³⁾により制定された第 287 条 2 の規定は、産業界が広義解釈をし、多数の引当金を出現せしめる結果となった。それは、以前米国で reserve という用語が財務諸表上いくつもの性質を表わすものとして使用され、混乱を招いた事情に通ずるものがある。憂慮すべきは、費用配分を適正ならしめる期間損益計算的な立場から認められる引当金勘定が、かえって期間利益の平準化に利用される傾向にあることである。明瞭性の原則からしても財務諸表の上で使用する用語は、その内容が明確であり、純粋なものであるべきであろう。

本稿は、米国の reserve 論争を跡づけ、現在財務諸表上如何なる整理がなされているかを論じつつ、わが国の引当金の内容を純化することにより、用語の使用を整理限定しようとするものである。

注 (1) 太田哲三稿「引当金なる用語の限定」(「産業経理」23巻 4号 6ページ)

(2) 昭和9年の商工省臨時産業合理局財務管理委員会が制定した「財務諸表準則」の中に引当金勘定の規定がある。これが公的に初めて使用されたものである。

(3) 昭和38年4月1日施行。関連する法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」も同日施行されている。

(4) 商法は、引当金について定義を下していないので、解釈上その意義ないし範囲が問題となる。広義説によれば「一種の秘密積立金のようなものも入ってくる」

〔「商事法務研究」264号 13ページ、上田明信発言〕とするもので、その範囲は、条件付債務以外の負債性引当金および留保利益たる積立金——剰余性引当金が含まれる。

I 米国における Reserve の混乱⁽¹⁾

1948年にA I A（米国会計士協会、1957年A I C P Aと改称）の会計手続委員会が公表した *Bulletin No. 34* は、reserve という用語の使用制限を勧告したものである。この公報の要約は、次の通りである。⁽²⁾

(1) 貸借対照の中で、資産勘定から控除されているもので、一般に評価性引当金とされている貸方残高には、reserve という用語の使用を中止する。すなわち *Reserve for Bad Debts* や *Reserve for Depreciation* という項目は、「貸倒見積り控除」(*less estimated uncollectibles*) や「減価償却控除」(*less amortization to date*) という用語で表示すべきである。

(2) その事象の実現に関して、あるいはその金額について不確実の要素のある負債の項目には reserve という用語の使用を中止する。代わりに、「見積り負債」(*estimated liabilities*)、あるいは「負債見積り額」(*liabilities of estimated amount*) というような用語に変えるのがよい。

(3) reserve という用語の使用は、「偶発損失留保金」(*Reserve for general Contingencies*) の如く剰余金に含められる勘定にのみ限定すべきである。

この公報は、財務諸表で reserve という用語が、種々の意味に使用されることが、reserve の内容を不明確にし、更には期間損益計算を歪曲する原因ともなっていることに注目し、用語の使用を限定することにより、損益会計と積立金会計の混合接触を排除しようとしたものである。

当時の reserve を分類整理すると次の様になる。

reserve の性質にもとづく分類方法⁽⁴⁾によれば、

(1) 評価性 Reserve

例：*Reserve for Depreciation*

(2) 負債性 Reserve

例：Reserve for Pensions

(3) 資本性 Reserve

① 剰余性積立金

例：「減債基金積立金」(Reserve for Sinking Fund), 「工場設備拡張積立金」(Reserve for Plant Extension) 等

② 評価替による架空資産

例：「評価替積立金」(Reserve for Appraisal Increase)

この分類方法は、reserve の用語をもって示されている多くの項目を分類整理し、それぞれの特徴を明らかにし、それにより貸借対照表への表示方法を決定しようとするものである。これは、reserve 論議の支配的なものであり、わが国における引当金に関する通説の中にもみられ、今日の企業会計原則が採用しているものである。その特徴は、「引当てられた結果生ずる引当金自体の性格を問うもの⁽⁶⁾」で、財政状態を表示する見地から重要視されているものとみられる。この分類を貸借対照表の表示区分に充当すると次のようになる。

資 産 の 部	負 債 の 部	資 本 の 部		
控除形式により 評価性及び償却 性 Reserve	負 債 性 Reserve	利益剰余金 の項	資本剰余金 の項	資本金
		資 本 性 Reserve		

この性質にもとづく分類によれば、貸借対照表の資産の部に控除形式で掲げられる reserve および負債の部の reserve については、reserve という用語の使用を中止し、資本の部に示される、上図(太い枠の部分)の資本剰余金、利益剰余金の内容をもつものについてのみ使用するよう勧告したのである。⁽⁶⁾

米国における reserve の分類にはもう一つの方法がみられた。それは、以

上の引当てられた結果生じた reserve を性質にもとづき分類整理するのは対照的に、引当てられる原因にまで遡る方法である。ここでは、reserve が如何なる目的をもって設定されるかが中心問題となる。前述の性質にもとづき分類では、引当金の実体が明らかにされず、貸借対照表における分類表示に重点が置かれているとすることができる。

Finney & Miller は、reserve の原因に従い次の様に分類している。⁽⁷⁾

- (1) 費用勘定に引当てられるもの
- (2) 剰余金勘定に引当てられるもの
- (3) 資産勘定に引当てられるもの

この方法は、米国の reserve 分類研究の中心的理論とはならなかったのであるが、性質にもとづき分類とは異なり、reserve が如何なる目的をもって設定されるかが問題となる。その特質は、「損益計算の見地に立ち、損益計算書の各項目についてその性格を吟味すること」にあるといえよう。この分類による費用勘定に引当てるものとは、性質による分類の評価性 Reserve および負債性 Reserve が含まれる。また剰余金勘定に引当てられるものとは、剰余性積立金であり、資産勘定に引当てられるものとは、評価替による架空資産——評価替積立金ということになる。

米国における reserve 会計は積立金会計の中に整理されたのであり、その命題は損益会計との混合を拒否することにあつた。reserve なる用語の使用を、原因別分類による剰余金勘定および資産勘定に引当てられるもののみ限定したのは、財務諸表で種々の意味に用いられた reserve を純化限定するものであつた。reserve 会計に潜在する利益操作の可能性を、用語の使用を制限し——本意を純化、認識することにより、排除しようとしたものである。

A I A の公報による勧告と時を前後して A A A (米国会計学会) もまたいくつかの意見を表明している。1948年に公表した「会社財務諸表会計諸概念および諸基準」の改訂版⁽⁸⁾においては、reserve という表現の不統一性を指摘し、

当時の実務界がしばしば採用していた貸借対照表貸方の負債と資本との中間に「リザーブの部」を設けることについては、そのような特別な分類区分を設けるべきでなく、リザーブの一つ一つは、資産または負債の評価勘定、あるいは負債、あるいは留保利益の何れかに所属させるべきであると撤廃を勧告している⁽⁹⁾。

AAAは、これまでも resere 会計に利益操作の可能性が潜在していることを警告してきたが、つづいて1950年に公表された追補勧告第一号は、更にこの問題の展開を試みている。追補勧告第一号が reserve に関して主張していることは、① reserve という用語を財務諸表の中で使用することを断念すること。②公表される貸借対照表の中に見受けられる「リザーブの部」は廃止して、それを構成していた部分を、資産よりの控除、あるいは負債、あるいは留保利益として示すことの二点についてである。

①についてはこれまでの AIA の公報でも、AAA の報告書に於ても、reserve という用語の使用を、積立金会計の諸表題にのみ限定するよう勧告してきたものであった。これが追補勧告第一号では、全面的に使用を中止するというのである。その主張理由は、一般的用語としてのリザーブとは、必要に応じうるために現金又はその他の資産をあらかじめ手許に保持しておくものを意味している。それに対して会計においては、貸借対照表の中の各種の項目の表題を示すものとして使用され、その内容は留保利益、資産の評価額および資産の償却額、それに負債を含んでいる。もし従来通り reserve の使用を、株主持分である留保利益すなわち積立金の諸表題に限定することの勧告で終わっているならば、会計用語上の改善とはなるが、一般的な意味との対立は依然として残されることになる。故にこの用語の使用を全面的に断念することによって、財務諸表上の諸表題をより明瞭なものとし、一般人の財務諸表についての理解を助け、結果として reserve 会計の混乱に終止符がうたれようというのである⁽¹⁰⁾。

②の「リザーブの部」の廃止については、1948年に公表された改訂版以来

引続き主張されてきたものである。性格の異なる各種の reserve の項目を一つの部の中に分類することは誤解を招く恐れがあり、reserve という用語の使用を断念するなら、続いて「リザーブの部」を廃止し、代ってもっと厳密な分類と、個々の項目については内容を適格に示す表題に改善することが必要であるという主張である。⁽⁶⁴⁾

A I A と A A A との間には、reserve の用語の使用に関して若干の相違がみられた。A I A は、留保利益である剰余金にのみ限定使用を勧告しているのに対して、A A A は、財務諸表上から reserve の用語を全廃することを主張している。ただし両者共この用語が多種類の性質を表わすものとして使用されることが、利益操作の可能性を増加させ、損益の報告を無意義とすることを警戒し、これに対処するには reserve の内容を純化し、用語使用を限定していくことが有効であるという主旨においては一致している。わが国の引当金会計の実情をみるときの米国会計界の討論を見逃がすことはできない。

勧告の効果は除々に一般に徹底してきているといえよう。A I C P A が継続的に実施している 600 企業の財務諸表の分析研究によれば、公表貸借対照表において使用されている用語は次の如き変化をたどっている。⁽⁶⁵⁾

貸例見積り控除（貸倒引当金）を表わすもの。⁽⁶⁶⁾

	1965	1960	1955	1950	1948
Allowance for……	324	282	248	169	88
Reserve for ………	102	155	181	248	337
Provision for ………	29	38	31	37	29

Reserve for Bad Debts は、*Allowance for Doubtful Accounts* にとって変り今日一般化している。

減価償却控除（減価償却引当金）を表わすもの。⁽⁶⁷⁾

	1965	1964	1960	1955	1950	1948
Accumulated ………	378	351	266	190	98	42

Allowance for ……	105	112	129	127	108	74
Reserve for ……	67	75	118	166	275	396
Depreciation for …	43	52	71	85	80	

Reserve for Depreciation は、ほとんど姿を消し、代って *Accumulated Depreciation* の表題が広く支持され使用されるようになった。

貸借対照表負債の部で法人税 (*Income Tax Liability*) の表示として伝統的に使用されてきたものは、Estimated, Provision, Reserve, Accrued といった用語である。その趨勢は次の通り変化している⁽⁹⁾。

	1965	1960	1955	1950
Estimated for ……	49	112	131	109
Provision for ……	38	63	93	130
Reserve for ……	12	19	22	48
Accrued for ……	97	86	101	122
	196	280	347	409

注 その他の用語は省略。

この表から、伝統的に使用されていた用語が年毎に低減しているが、代って「法人税」(*Income Taxes*, 1965年 361社)とか「税金」(*Taxes*, 同年 12社)といった単純な表題が増加している。特に reserve の使用は、1965年の時点で600社中12社ということで消滅するのも間近い。

一方、資本の部に属する留保利益の中にみられた reserve 項目には次のような変化がみられる。

従業員福利厚生準備金 (*Employee Benefit Reserves*)⁽⁹⁾

	1965	1960	1955	1950
Reserve ……	70	68	56	75
Deferred ……	27	—	—	—
Provision ……	16	13	14	13
Accrued ……	3	—	—	—

Various other terms ...	20	35	26	9
	136	116	96	97
将来の税金の準備として積立てられる納税準備金 (Tax Reserves) ^(a)				
	1965	1960	1955	1950
Reserve.....	62	75	49	37
Provision	8	6	3	5
Deferred	437	—	—	—
Various other terms ...	23	127	28	10
	530	208	80	52

従業員の「福利厚生準備金」と「納税準備金」に関しては、reserve の使用の変化はみられない。

次に掲げたのは、自家保証積立金等を内容とする保険準備金 (Insurance Reserves)^(a) についてである。

	1965	1960	1955	1950
Reserve.....	57	80	98	136
Provision	1	2	5	7
Various other terms ...	4	3	9	8
	62	85	112	151

ここでは、年毎に reserve の使用の減少がみられるが、前掲のいくつかの場合と異なり、その原因は、積立金をする企業が減少したことにある。むしろここで注目すべきことは、1965年の総計62社が積立てをしているが、そのうちの60社は留保利益として資本の部の上に表示しており、2社のみが流動負債の中に含めていることである。^(a)

今日まで、資本の部の留保利益 (積立金) を示すものとして reserve の用語は生き続けているようであるが、資産の償却および評価の諸項目や負債を表すものとしてはほとんど使用されなくなっている。

AAAが、reserve の使用を全全的に廃止するという報告書の意見は徹底

するまでに至っていない訳であるが、A I A の利益留保に含められる勘定にのみ限定して使用すると勧告は、一般に浸透したとみられよう。尚貸借対照表の負債の部と資本の部の中間にみられた「リザーブの部」は、A A A の廃止勧告にかかわらず今日でも公表貸借対照表の中に見受けられる。

注 (1) reserve は、わが国での引当金、準備金、積立金のいづれをも含めて総称するの
で訳出しないこととした。

(2) *Accounting Research Bulletins* は、1939年にその第1号が公表されたのであるが、特に、1953年迄に公表された *Bulletins* のうち、会計用語に関する8部は *Accounting Terminology Bulletins No. 1: Review and Resume*, 1953, として集約刊行された。No. 34 もこれに集録されている。

(3) H. A. Finney & H. E. Miller, *Principles of Accounting: Intermediate*, New York 1952, p. 129.

(4) Finney & Miller, *op. cit.*, pp. 576—577 参照。

(5) 関口重之稿「引当金の本質」(「産業経理」21巻10号 158—159ページ)

(6) Finney & Miller, *op. cit.*, p. 576 参照。なお、「Reserve の性質にもとづく分類」で一般に支持されているのは、Sanders, Hatfield & Moore, *A Statement of Accounting Principles*, New York 1938, にみられる四分類説のようである。すなわち、

(1) 評価性 Reserve

(2) 負債性 Reserve

(3) 剰余性 Reserve

(4) 偶発性 Reserve

と分類するのであり、1953年の *Accounting Terminology Bulletins No. 1* は、これと同様の分類をしている。

この四分類のうち偶発性 Reserve とは、例として偶発損失留保金 (*Reserve for Contingencies*) が掲げられているが、これは本来的には剰余性 Reserve に含めて差支えないものである。Johnson も剰余性 Reserve の例として、偶発損失留保金を掲げている。(Arnold W. Johnson, *Intermediate Accounting*, New York 1961, p. 436)。尚、Finney & Miller の資本性 Reserve (*Net worth reserve*) とは、この剰余性 Reserve と同一である。わが国において reserve の分類をみる場合、Finney & Miller の三分類説の方が誤解を防ぐためにもよいと思われる。特に、「企業会計原則」「財務諸表準則」「財務諸表規則」が、資本剰余金としている評価替剰余金(評価替積立金)が、米国の reserve 会計の本来的なものの一つとさ

れていることは、reserve の本質を確認するのに役立つ。

- (7) Finney & Miller. *op. cit.*, p. 576.
- (8) 関口重之稿 前掲論文 159ページ。
- (9) *Accounting concepts and standards underlying corporate financial statements, 1948 Revision*. AAA では、会計原則(または会計諸基準)に関する一連の公式報告書を発表してきているが最初のもは1936年に *Accounting Review* 誌6月号に公表された *A tentative statement of accounting principles affecting corporate reports* である。この改訂版が1941年に *Accounting principles underlying corporate financial statements* と題し発表され、この1948年の Revision は二回目の改訂版である。
- (10) 拙稿「引当金の本質と属性」(『長崎外語短大論叢』第8号 58ページ) 参照。尚「リザーブの部」(*Reserve section*)の撤廃についての勧告は、1950年の *Accounting Review* 誌に公表された *Supplementary statement No. 1* にも引継がれている。
- (11) 1936年公表の *A tentative statement of accounting principles affecting corporate reports* では、*Measurement of income* の項(3)で、「ある期間(好況時)に巨額の営業用 Reserve を設け、その後の期間(不況時)にその期の損益計算書に計上したくない損失を、この reserve を取崩し充当するという実務によって利益の平均化をしてはならない」と警告している。1941年の改訂版では、*Income* の項(4)で、「利益又は剰余金を充当するか、あるいは期間費用の過大表示により reserve を設定しておく、その後において、それ以後の会計期間に属する費用および損失をこの引当金に充当することにより利益を操作したり平均化すべきでない」とのべ、損益会計と積立金会計の峻別——その両方に reserve がまたがっていることの警告をしている。
- (12) AAA, *Supplementary statement No. 1, Reserves and retained income*, 1950.
- (13) AAA, *Supplementary statement No. 1* 中の *Conclusions* の項及び *Discussion of the Use of the Term "Reserve"* の項参照。
- (14) *Discussion of the Balance sheet classification* の項参照。この箇所では更に詳細な討論が行なわれている。すなわち、当該期間ではなく、明らかに次期以降に照応すると思われる資産価値減少の予想損失額は、資産から控除する項目としてではなく報告書の脚注に示すか、もしくは留保利益(積立金)として分類する。見積り金額による負債は、その他一般の負債と同部類に含め、示した金額が見積りであることをその表題に示すか脚注で明らかにする。債権者の請求権で、その存在が実現性のない偶発的性格のものは脚注に示すか、貸借対照表上に掲記するの

であれば留保利益の部に含める等である。

- (15) AICPA, *Accounting Trends and Techniques in Published Annual Reports*, New York 1966.
- (16) AICPA, *op. cit.*, pp. 52—53. 尚各年度の合計が600に達していないのは、それ以外の種々な用語を使っているものをここでは不必要なので省略したからである。注(17)も同様。
- (17) AICPA, *op. cit.*, pp 76—77
- (18) AICPA, *op. cit.*, p.107
- (19) AICPA, *op. cit.*, pp. 125—126
- (20) AICPA, *op. cit.*, pp. 137—138
- (21) AICPA, *op. cit.*, pp. 132—133
- (22) 二社とも流動負債の中で自家保証準備金 (*Self-insurance reserve*) の表題を使っている。あとの60社は、資本の部のすぐ上のところに「リザーブの部」を設定し記載している場合が多い。また僅かであるが、同じ位置に「その他の負債」の見出しを掲げこの中に含めているのもみられる。

II 引当金理論の吟味

引当金が reserve より訳され、公式な会計用語として用いられたのは、昭和9年の商工省財務管理委員会の貸借対照表である。委員会が制定した「財務諸表準則」に引当勘定の規定がみられるが、そこで確立している概念は、当時米国会計界で混乱のうちに多種の意味をもった reserve とは違った、もっと狭義の整理された形となっている。すなわち期間損益計算である収益費用対応の論理にもとづき、見積られた費用の留保金のみ限定しているのである。今日言われている減価償却引当金や貸倒引当金等の評価性引当金と、⁽¹⁾修繕引当金や退職給与引当金等の負債性引当金を対象としている。それとともに、剰余性 Reserve、偶発性 Reserve を表わすものとしては、積立金とか準備金という用語を使い、一つの用語を乱用することによる誤解は避けられた。しかし、その後の財務諸表では次第に意味が拡大され剰余性引当金(偶発性引当金も含む)が見られるようになった。

積立金とか準備金といった用語と独立して引当金が誕生したにもかかわらず、剰余性の積立金にも引当金の用語を用い損益計算の中に入り込んできた原因はいくつか考えられよう。例えば、①期間損益計算の意義に関する現実的理解が実務界の各層に浸透したとは必ずしも言えない状態であったこと。従って、損益計算上の引当金会計と積立金会計の混合によって生じるであろう弊害については、考慮が払われていたとはいいがたい。⁽⁵⁾②引当金と積立金とはその性質が類似している面をもっている。共に決算の前後に、単なる帳簿上の振替により設定されるもので資産の受払いを伴なわない。また修繕引当金のごとく引当金の中には債権者が特定しておらず、法律上は債務となり得ないものもある。⁽³⁾これは会社解散の場合でも弁済の必要がないことから留保利益の積立金と混同されやすい。③語源が reserve であることから、米国における reserve の性格（留保利益とする）と混合された。④引当金の会計理論が確立するまでに至らなかった等⁽⁴⁾が考えられる。

過日の「商法計算規定」改正および「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の制定により、引当金の概念は一層歪められる結果となった。商法に新たに規定された第287条2の1項および2項は、「特定の支出又は損失に備うるために引当金を貸借対照表の負債の部に計上するときは、その目的を貸借対照表に於て明らかにすることを要す」。「前項の引当金をその目的外に使用するときはその理由を損益計算書に記載することを要す」である。この条文は引当金の定義をしていない。従って解釈上その意義および範囲が問題となった。引当金の設定条件は「特定の支出又は損失に備うるため」ということになるが、ここから「特定引当金」という用語が生れた。特定引当金について、商法学者の中でも狭義と広義の解釈が生じ、前者は会計理論上の負債性引当金に限定するのに対し、後者は、内容は剰余性積立金であっても引当金の用語を付せばそれも含まれるとするものである。^{(5)及び(6)}経団連をはじめとして実務界はこぞって広義解釈をした。企業は、好業績を挙げると決算貸借対照表の負債の部に引当金欄を設けていくつもの剰余性引当金を掲

げ、利益の平準化を意図する例が多くみられる。⁽⁹⁾この実情からすれば、正しい経理の公開が財務諸表を通して十分実施されているとは考えられない。

引当金会計理論の通説とされている概念は、財務諸表の表示問題として、あるいは貸借対照表に掲記されるべく設定計上された結果を中心として論ぜられてきた。企業会計原則注解16は、「引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが、後者については、流動負債に属するものと固定負債に属するものとを区別する必要がある。」と述べている。この前段の部分は、引当金を評価性引当金と負債性引当金の二つに区分したものであり、引当金のうち資産評価額としての性格をもつものは、貸借対照表資産の部に控除項目として記載されることを指示し、負債性のもは、後段において負債の部に掲載記入されるという表示方式を示している。このように表示を基準として二つに分類されているのである。

負債性引当金は、財務諸表規則取扱要領 100 で定義されているものを会計理論でも採用しているようである。すなわち、「将来における特定の支出に対する準備額であってその負担が当該事業年度に属し、その金額を見積ることができるもの」とある。ここでは一応概念が示されているようであるが、商法の引当金と同様文理上必ずしも明確であるとはいえない。「特定の支出に対する準備額」は、利益留保の積立金にも適用できる。また「その負担が当該事業年度に属し」についてもその負担とは何であるか明らかとはいえないし、当該事業年度に属しとは、ある年度に現実に記録計上したものを指しているとも解釈できる。しかしこの様な問題があるとしても現在のところ成文化している規則、原則、基準といったものの中では、もっとも積極的な引当金の定義づけといえることができよう。⁽⁹⁾

引当金の本質や属性については問われ続けてきたが、近年になって、その本質は、費用収益対応の原則にもとづいた見積り費用であることを強調する損益計算的立場から従来の会計理論を見直す発言が多くなった。⁽⁹⁾企業会計原則にみられるような引当金を、設定の結果として論ずるのではなく、設定原

因にさかのぼり論議し直すというものである。この立場から引当金を定義したもので、かつこの度の企業会計原則修正案に少なからず影響を与えたと思われるものに、江村稔教授の「当期間中にいまだ発生もしくは存在していない事象にかかる金額を、費用として見越計上したことによって生ずる貸方項目」というのがある。ここにおける「いまだ発生もしくは存在していない事象」とは、将来において「発生する」ことを指しており、これまで評価性引当金の典型とされていた減価償却引当金は、既に発生済の不確定費用であることから枠外となる。また貸倒引当金については、債権評価ということよりも将来発生する見積り費用に中心点をおく見方をとり引当金に含めている。

この理論を採用すると思われるものが他にもみられるが、その一致した論旨は、将来発生する見積り費用の当期帰属性を強調したものであり、更に貸倒引当金の本質を評価勘定としてではなく、将来の見積り費用としていることにある。

引当金は、一会計期間に実現した収益を適切に把え、それに対応賦課する費用を算定するという収益費用対応の理論を基盤に置いたものである。その基本的な特性は、当期に属する不確定費用を計上する点に求められる。ここより、引当金とは、発生主義にもとづく費用の見積り計上により生ずる貸方項目であるといえることができる。貸借対照表の表示を基調とした財産法の見解を残すものとみられる会計原則の引当金論を支持するものではないが、負債性引当金も評価性引当金も不確定費用という基本的特性によって包含されてもよいのではないかと考えられる。また貸倒引当金は、評価勘定とみるべきであって対象は債権一般におよぶのが妥当であろう。

米国において reserve は、剰余性の留保金に限定使用され今日に至っている。わが国の引当金は、費用性を本質とするのであるから、語源を reserve とするよりもむしろドイツの Rückstellung にとることの方がよい。Rück は控除を、Stellung は留保、積立を意味するものである。すなわち控除的留保金となり、本来の意味からすれば減価償却引当金や貸倒引当金を指すことにな

⁽⁸³⁾この用語は、1937年のドイツ株式法に使用されているが、貸借対照表の構造を定める第131条1項BIVに貸借対照表の雛形が掲げられており、その中に Rückstellungen für ungewisse Schulden (不確定債務に対する引当金) という項目がみられる。これは当時会計用語として使用されていた Reserven (準備金) や Rücklagen (留保金) とは異った費用性のものを指している。⁽⁸⁴⁾

前掲の Finney & Miller の原因別 reserve 分類は、費用に対応されるもの、剰余金勘定に対応されるもの、および資産勘定に対応されるものとに区分していた。負債性引当金も評価性引当金も費用に対応されるものとされ、減価償却引当金も評価替積立金などを内容とする資産に対応されるものとは厳格な区分をしている。

引当金概念を、不確定費用の見積り計上により生ずる貸方項目であることを明確化することにより、評価性とか負債性の呼称は不要となる。

注 (1) 財務諸表準則中の「貸借対照表準則 12」に、引当勘定の見出しで次の様な規定がみられる。

83. 引当勘定は特定の損失に対する準備にして、その負担が当該会計年度に属しその金額が見積りにより定められたものを示す。

利益の留保、寄附金の受納等によりて特殊の基金又は資金を設けたときは、引当勘定に準じてこれを処理すべし。

84. 引当勘定は目的とする損失の種類によりこれを次の如く分類する。

(イ) 特定せる資産の減価、例えば「減価償却引当金」「貸倒引当金」の如し。

(ロ) 特定の損費、例えば「修繕引当金」「納税引当金」「退職給与引当金」の如し。

85. 引当勘定に相当する資産を営業資産より区別する場合に於ては、これを特定資産として示すべし。

86. 固定資産の償却額は当該資産の金額よりこれを控除することを原則とするも、固定資産は原価又はその他の金額をもって示し、別に「減価償却引当金」なる科目にその償却額を計上することをうる。

この規定では、米国会計界で用語の使用限定を行い、結局 reserve の用語を用いないこととした資産の償却および評価の諸項目と負債を表わすものに引当金の概念を定めていることに注目する必要がある。尚ここで初めて「引当金」という会計概念が確立したとみることができる。(参照、片野一郎著『日本財務諸表制度

の展開』同文館、昭和43、157ページ)。但し、準則の36に次の様な規定がある。
 36. 特定の目的を有する引当金又は積立金をその目的のため支出し、損益計算書にこれを掲げる場合には、この計算区分に於てその支出を損失となし、引当金又は積立金戻入を利益として計上すべし。

この条文にそつた会計処理をすれば次のような特殊な方法をとることになる。

第1年度決算で退職給与引当金の繰入れ。

(借) 退職給与引当金繰入 ××× (貸) 退職給与引当金 ××

第2年度で退職金支払いが生じた。

(借) 退職金 ×× (貸) 現金 ××

(借) 退職給与引当金 ×× (貸) 退職給与引当金戻入 ××

この経理方法では、退職給与引当金は費用に対応するものとしてではなく単なる利益留保の性格が強いことになる。従つて35項は、会計理論上からは問題である。

- (2) 注(1)に示した準則の35項は、事実上積立金を損益会計に導入することを法的に認可する規定となつた。
- (3) 修繕引当金は、債権者が特定しないので法律上は条件付債務にもならない。故に商法学者の中ではこれを留保利益の積立金であるとする説もある。(味村治稿「引当金と商法」企業会計19巻12号 48ページ)。
- (4) 企業会計原則では引当金の定義をしていない。注解16においては評価勘定に属するものと、負債的性質のものとを区別し、後者については流動、固定の区分をいくつかの項目を掲げて説明しているにすぎない。特に昭和38年の一部修正が行われるまでは、留保利益に含めるべき「湯水準備金」が項目中にみられた。
- (5) 引当金の用語を付さないで、準備金とか積立金という表題のまま記載されているものもある。例えば、災害補償準備金、自家保険積立金、輸出損失準備金、住宅積立金等。
- (6) 狭義説としては、並木俊守稿「商法と法務省令における引当金の概念」(「企業会計」16巻6号 82ページ)、矢沢惇稿「改正商法による企業会計の規則」(「ジュリスト」No. 280 8ページ)。田中誠二、久保欣哉共著『新株式会社社会計法』中央経済社昭39、286ページ等。広義説としては、味村治稿「引当金と商法」(「企業会計」19巻12号 47ページ)および本稿前書きの注(4)参照。
- (7) 芳野光男稿「利益剰余金性引当金の実態調査」(「企業会計」19巻12号 63ページ)は東京証券取引所に上場している会社のうちで金融保険業を除いた41年9月期(61社)および42年3月期(687社)の企業を対象として、その監査報告書で指摘された剰余金性引当金の実態調査を分析している。それによれば、公認会計士が、

過大計上あるいは費用性をもたないことなどのために利益剰余金であると指摘した会社数およびその件数は、41年9月期（以下（前）とする）104社、179件、総額427.2（単位億円以下同じ）、42年3月期（以下（後）とする）103社、169件、総額398.1であった。比較的多い項目および金額は、価格変動準備金（前）49件、81.0（後）43件、76.6。研究開発引当金（前）19件、80.8（後）25件、94.5。特別償却引当金（前）14件、113.8（後）16件、91.0。海外市場開拓準備金（前）10件、8.2（後）9件、11.0。貸倒準備金（前）20件、49.6（後）14件、49.6。法人税等引当金（前）17件、13.5（後）11件、5.1。災害補填引当金（前）5件、26.6（後）5件、21.9。設備合理化引当金（前）6件、10.8（後）5件、10.7などである。

- (8) 「将来の支出準備として」と定義した規則を掲げてみるとこのほかに、前述の商工省産業合理局財務管理委員会の「財務諸表準則」（昭和9年）、企画院「財務諸表準則草案」（昭和16年）、証券取引委員会「旧財務諸表規則取扱要領¹³⁷」および商法第287条の2がある。
- (9) 中島省吾稿「収益費用対応と引当金会計」（『企業会計』16巻6号 80ページ）、新井益太郎稿「会計学上の引当金の性格」（『税経通信』22巻14号 82ページ）、江村稔稿「引当金の本質と記載方法」（『会計』88巻5号1ページ）、関口重之稿「引当金の本質」（『産業経理』21巻10号 157ページ）、佐藤孝一稿「引当金の基本的特質」（『企業会計』16巻6号 64ページ）、高橋吉之助稿「引当金制度の本質と政策」（『産業経理』21巻4号 73ページ）、土岐政藏稿「引当金の境界」（『産業経理』21巻4号 62ページ）、太田哲三著『新訂貸借対照表作り方見方』国元書房、昭41、52ページ等にみられる。Finney & Miller の原因に従った分類方法もこの範疇に属する。又拙稿の前掲論文も同様である。
- (10) 会計学研究会「引当金の研究」（『企業会計』15巻12号 83ページ）の討論での発言。
- (11) 江村稔稿「引当金の本質と記載方法」（『会計』88巻5号7ページ）。同氏稿「引当金の会計基準」（『産業経理』27巻10号 59ページ）参照。
- (12) 江村稔稿前掲論文7ページにおいて、「減価償却費の累計額を示す減価償却引当金は、見積り費用の計上による引当金とは、厳密に区別されなければならない。すなわち、減価償却引当金は、固定資産の財務諸表表示にあたり、減価償却費の累計額と固定資産の取得価額とをあわせて示すことが、企業の利害関係者に対し有用な情報を提供するものであるという考え方によったとき、はじめて生ずる概念にすぎない。」と述べている。

減価償却引当金は、単なる減価償却累計額を示すものと断定することには首肯しがたい。しかし将来発生する見積り費用ではなく、既に蒙っている筈の費用の

見積りであるからこの定義をとるならば枠外になる。

- (13) 江村稔稿前掲論文10ページにおいて「貸倒引当額として計上さるべき費用は、販売債権としての売掛金、受取手形にかんするものに限られなければならない。債権評価という考え方によるときは、債権一般については、貸倒引当金を設定しうるのに対し、期間費用の計上という立場においては、収益から控除することが合理的である金額が費用性をもつこととなるので、販売債権のみが重視される」と述べている。又「引当金の研究」前掲誌 74ページ)の討論の中でも氏の発言では、貸倒引当金を将来発生する見積り費用という立場でとらえている。
- (14) 津曲直躬氏の見解は、引当金の定義を「次期以降におけるその発生が確実に予想され、その金額が合理的に予測される経済活動もしくは経済事実につき、期間損益計算に見越し計上される費用に照応する貸借対照表上の貸方項目である。」(『新版会計ハンドブック』中央経済社、昭42、491—496ページ)としている。そして貸倒引当金の本質は、資産評価額をあらわすものではなく、費用性引当金として認識されなければならないと説明している。しかし、当然定義の枠外とする減価償却引当金については何ら言及していない。
- 細田未吉氏の見解は、「引当金とは、将来発生する費用で当期に帰属すると判断されるものを合理的な見積り計算にもとづき当期の費用に計上した結果として、その費用計上金額に対応して生じた貸方科目」(「引当金の設定と収益費用対応の原則」産業経理28巻12号 46ページ)であるとして、減価償却引当金は、「将来の費用計上に基づく本来の引当金と厳格に区分されるべきであり、引当金の範疇から除外される」(「引当金設定基準の理論構成」企業会計20巻12号 104ページ)と述べている。しかし、貸倒引当金については、本来の引当金であるというのであるが、理由は述べられていない。私見のごとく、その本質は評価勘定であるとする者にとっては不可解である。
- (15) 沼田嘉穂著『精説会計学』白桃書房昭39、281ページ参照。拙稿 前掲論文でも論じている。
- (16) 1931年の株式法改正においてもみられる(第261条第1項BⅢ)が、ここでは Rückstellungen とだけなっている。

Ⅲ 企業会計原則修正案における引当金

昭和43年9月に法務省民事局参事官室が「株式会社監査制度改正試案」を公表した。この要旨は、資本金1億円以上の株式会社の会計監査は監査役で

なく、公認会計士または監査法人に行わせることにして、商法監査と証券取引法にもとづく財務諸表監査とを一元化しようとするものである。公表以来これについての意見が各方面から寄せられているが、⁽¹⁾その実施にあたっては商法上の会計基準である商法「会社の計算」規定および法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」と財務諸表監査の会計基準とされる「企業会計原則」および「財務諸表規則」との調整を行なう必要が生じている。

商法監査と財務諸表監査の一元化という背景の下に、昭和44年8月大蔵省証券局幹事は、「企業会計原則修正案」および「企業会計原則注解修正案」を公表した。企業会計原則は、昭和38年にも商法側に妥協したことは一般に知られているところであるが、この修正案は更にそれを上廻る全面的な歩み寄りを示しているものとして、会計側の批判は会計原則の本質論に立戻った形でなされるものすら見られた。⁽²⁾

この度、修正案の最終案が公表された。⁽³⁾これは、商法に対する改正要望事項について所要の措置がとられ、商法改正法が成立したのち修正企業会計原則を確定しようとするものである。当面は法制審議会商法部会における審議の資料とされるものである。

企業会計原則の修正において引当金は、重要項目の一つとされていたが、それは、これまでの財務諸表監査で監査報告書における限定事項が非常に多かつたことによるからであろう。商法、税法および財務諸表規則において引当金規定が一致しておらず、またそれぞれの法規でも引当金についての明確な規定が設定されていたとはいえない。また企業の会計実務が商法と税法の規定に従って実施されており、一部大企業がこれに加えて財務諸表規則の適用を受けている。その結果、商法、税法が実践面では優先され、企業会計原則や財務諸表規則の立場からは多くの問題が生じていると考えられよう。

引当金の会計実務の現状は、業績のあがっている企業は、利益留保の性格である積立金に引当金の用語を付して、負債性引当金のごとく処理して利益

の過小表示を行ない、業績のよくない企業は、当然引当計上を必要としているものについてもその繰入計上を避け、利益の過大表示を行なおうとすることが一般的となっているのである⁽⁴⁾。引当金の計上を通してこのような企業の利益操作が、適正な経営成績や財政状態の表示をゆがめ、財務諸表利用者の判断を誤らせ、更には企業の社会的責任を遂行せしめないことにもなる。引当金会計をめぐるこのような問題もその要因の根本的なところには、引当金会計理論の確立がみられず、特に「すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準⁽⁵⁾」とされる企業会計原則において、引当金の会計処理ならびに表示に関する規定が不備であったことに求められるのである。

修正案にみられる改正の主要点は、負債性引当金の会計理論上の性格を明確にしたこと、これを前提として商法上の特定引当金や租税特別措置法上の準備金を利益留保的性格のものとして、その会計処理と表示の正しい在り方を規定したことである。この改正の趣旨には特別の異論をもたないが、個々の具体的内容には若干の問題が残されている。

負債性引当金の定義については、注解〔注18〕において次のように規定された。

「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想され当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。

製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金等がこれに該当する。

負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。」

この注解において問題とされるのは、本来的引当金を負債性引当金に限定して、評価性引当金を除外したことである⁽⁶⁾。また引当金の要件として、①将来、特定の費用または収益の控除たる支出が確実に起ると予想されること、

②その支出の原因となる事実が当期に存在していること、③支出金額を合理的に見積れることを掲げ、この三要件を満たした場合、その年度の負担に属すると合理的に見積られる金額を引当金として計上するというのである。これは従来と異なり、引当金概念の純化に積極的な方向をもつものとして一応評価できる。

負債性引当金の定義の第1の要件において、費用の概念は拡大されており、収益に対応される費消原価に加え、将来実現する収益に関連する控除部分や経常的に生ずる損失部分（例えば、売上割戻引当金、返品調整引当金、および工事補償引当金等）をも包括していることである。AAAの1948年改訂版の報告書は、費用 (expense) という用語を損失 (loss) をも含む意味のものに改め、費用概念を狭義の収益稼得活動外にまで拡大したが⁽⁷⁾、わが国においては過日の商法改正以来、引当金の範囲拡大の論議に関連した形でとりあげられていた。この傾向を受け入れたものと考えられる。またここで問題とされることは、発生時期の「確実性」である。いつ頃になったら、この程度のことが起るであろうということが、証拠資料により会計士を納得させる場合が妥当とされよう。

第2の要件は、引当金の本質である「費用負担の当期帰属性」を述べたものと考えられる。これは当期における収益との対応性の中で問題とすべきものであり、引当金の設定原因たる費用が当期の経営活動に起因しており、当期の収益に貢献しているか、あるいは収益実現にともなって経常的に生ずるものであるかを証明しうる場合に要件を満足するものであろう。またその金額が確定していないのであるから第3の要件の「その金額が合理的に見積れること」が必要となる。この見積りは期間損益計算を歪曲するような方法ではなく、当期間に発生したと考えられる費用額を越えて設定されてはならないことに力点が置かれる。

引当金の特性を当期に属する不確定費用の計上とみるならば、第2および第3の要件で充分である。第1の要件「将来において特定の支出が予想され

る」によって評価性引当金が除外されているのである。注解〔注17〕には、貸倒引当金および減価償却引当金の用語は残されているが、既に慣行化されている用語を簡単には否定し得ないという消極的理由によるもので、定義はされていない。減価償却引当金は、当期の引当額に対するもののみ使用されるべきであり、財務諸表において累積分総額を表わすものとしては適当でなく「減価償却引当累積額」といった用語を使用することが必要とされるが貸倒引当金とともに本来的引当金の中に含めなければならないものとする。

修正案上の引当金でもっとも憂慮されるのは、商法の特定引当金を会計理論上の負債性引当金の枠外、すなわち利益留保的性格のものであることを容認したことである。注解〔注14〕には「負債性引当金以外の引当金について」の表題で次のような条項が規定されている。

「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額は未処分損益計算の区分に記載する。

なお、これらの引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。

商法287条の2による引当金は、「特定の支出又は損失に備えるため」のものであり、これまで特定引当金と呼ばれていた。この引当金の性格については、会計理論上の負債性引当金の範囲に留まるとする狭義説と、文言通り何等かの意味で支出や損失が特定できればよいということで、剰余性の準備金にまで拡大した広義説とが対立していた。商法学者にしても会計学界においても通説は前者であった。それが修正案において実務界の採用していた広義説を容認したのである。評価性引当金を別として、負債性引当金以外の引当金は、名称はどうかあれ利益処分に関し貸借対照表では資本の部に含まれなければならない。これを負債の部に掲げることが公的に承認したのである。公認会計士はこれによって監査に際してどんなに多くの特定引当金が見られても限定事項の対象とすることができないこととなった。特定引当金の

繰入額および取崩額は、これまでの実務では期間損益計算の中にみられる例が多かったのを費用性引当金と対称区分することにより、未処分利益の増減計算内に規定したことは進歩であるが、その残高を商法の規定上負債の部に報告されても仕方がないということは非論理的であるといわざるをえない。

昭和44年8月の大蔵省証券局幹事案ではこのところが負債の部と資本の部の中間に「特定引当金の部」を設けて記載するようになっていた。この方が注解前段の部分に照合しよう。もとよりこのような部の設定には必ずしも同意を表わすものではないが、負債の部への記載よりは財務諸表利用者の判断を誤らせる危険は少ないと思われる。

「特定引当金の部」は、大蔵省証券局幹事案にとどまらなすぎなかったがこの表示方法に影響を与えたと考えられるものは、法務省令「株式会社貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の第25条および32条にみられる負債の部を流動、固定、引当金の三区分にし、商法第287条2の引当金は一括して引当金の部へ記載する⁽⁹⁾という引当金区分記載の方法にあったことは否めないところである。しかし近年、引当金区分への一括記載を強く主張する会計理論⁽¹⁰⁾もみられ、これが考慮されたようにも思われる。負債の部と資本の部の中間に「引当金の部」を設定することの主張は、貸借対照表の持つ機能が「投下された資本およびその回収の状況を明示するという意味の財政状態を示すことにある⁽¹¹⁾」という資本持分論を立脚点とし、「そのような貸借対照表で財政状態を報告しようとする場合に、負債としての実態を欠いている引当金は別に示す方が情報の提供という意味では便利である^{(11)及び(12)}」というのである。

以前、米国において公表貸借対照表の貸方に「リザーブの部」が屢々見受けられたとき、AAAはこれを廃止し、積立金、資産または負債の評価勘定あるいは負債に所属さすべきことを勧告した。その後 reserve の用語は、費用に対応するものには使用を中止し、利益処分によるものに限定して使用する傾向となり、今日これが慣行化したとみられよう。しかし貸借対照表上には依然として「リザーブの部」が散見され、その中には剰余性の reserve が

記載されている。⁽⁴³⁾

資本持分論を基調とした貸借対照表貸方の三区分別は、この「リザーブの部」とは明らかに異なるといわなければならない。三区分別における「引当金の部」は、負債性引当金を中心とし、加えて多数の人々の納得にもとづいた特定の損失に備える引当金なり準備金まがいのものなりがそこに記載されることとなる。しかし、今日米国の公表貸借対照表にみられる「リザーブの部」は、積立を承認された剰余性の reserve がその中核である。⁽⁴⁴⁾このような性格の区分は、資本の部の延長と考えられるので本来的には負債および資本の二区分説に変化はないといえよう。

三区分別は、この意味で会計理論上全く別個の提案と考えるが、「特定引当金の部」をその内容が利益処分であり、所有者持分の延長として資本の部の上に設定するというのが幹事案の主旨であれば、純会計理論の枠外で考慮されることが可能であったとおもわれる。しかし、この場合負債の部に記載される会計理論上の引当金と「特定引当金の部」に計上される剰余性のものとが同じ引当金なる用語を使用するならば、損益計算上の引当金会計と剰余金会計との混合接触を排除する命題の根本解決とはならないであろう。

注 (1) 企業会計審議会は、昭和43年12月に「監査制度改善に関する商法改正試案について」の意見書を発表し、商法監査と財務諸表監査との調整に関する基本的な方針として、両者のよるべき会計基準の調整を図ることが必要であることを指摘している。その理由は、「会計監査は、会社の計算書類につき、会計処理及び表示に関する一定の基準に照らして会計監査人としての意見を表明するものであるから、これらの基準を商法と証券取引法とで一致させる必要がある」というのである。

(2) 例えば阪本安一稿「企業会計原則修正案と会計原則本来の使命」(「企業会計」21巻11号 36ページ)。宮上一男稿「企業会計原則および同注解の修正案について」(「会計」96巻6号 6ページ以下)。青木倫太郎稿「継続性と引当金の諸問題」(「企業会計」21巻12号 4ページ)。飯野利夫稿「企業会計原則修正案のなげかけたもの」(「産業経理」29巻10号 114ページ)等。

(3) 昭和44年12月16日、大蔵省企業会計審議会報告として「商法と企業会計原則と

の調整について」が発表された。この主文は短いものであるが、別添として「企業会計原則修正案」および「企業会計原則注解修正案」が付されている。これは、8月5日付の修正案に審議検討を加えた結果としてまとめられた修正最終案である。

(4) この場合、費用に対応する貸方科目として認められるものであっても、その実現額以上と予測される繰入額は、利益留保となる。これに関する規定としては、1948年のイギリス会社法 (*Companies Act*) 第8スケジュール27において「未確定な負債の支払に対して引当を行うことにより留保された金額が、取締役の意見によってその目的のために合理的に必要とされる額を超えると判断された場合、その超過額は引当金としてではなく、積立金として取扱わなければならない」とある。また減価償却会計において、正当の理由がない継続性の変更により引当金を操作することがしばしばみられるが、これも利益操作と関連している場合が多い。

(5) 経済安定本部企業会計制度調査会中間報告「企業会計原則の設定について」目的の1。

(6) 注解(注14)では、商法上の特定引当金を負債性引当金と区分して貸借対照表上別個に掲げるべきことを示しているが、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは……」となっており、文理上からは評価性引当金も含まれる筈であるが、ここでは除外として扱っている。

(7) *AAA, Accounting concepts and standards underlying corporate financial statements, 1948 Revision* の中では、費用概念について拡大解釈をとっている。すなわち費用は、得意先に販売された商品の売上原価のごとく、期間の収益に直接対応されうるもの。例えば給料等が含まれる一般管理費、販売費のごとく、その期間の収益に間接的に対応されうるもの。さらに、洪水、火災による損失のごとく、その期間の収益の稼得に関連はしないが、資産原価が費消したことがその期に測定しうるものを含むとされている。このうちの3項は純然たる損失であり、ここまで拡大すれば偶発損失準備金(例えば洪水準備金)は費用性をもつ引当金となる。しかし貸借対照表上偶発損失準備金が負債の部に表示された例は下の表の通りほとんどない。(AICPA, *op. cit.* pp. 124—125)

	1965	1960	1955	1950
流動負債の部	—	—	1	2
資本の部	28	47	71	153
	28	47	72	155

修正案で費用概念は拡大されているが、偶発損失は費用の除外としている。わ

が国の会計慣行からして当然のことである。尚本論Ⅰの注(9)参照。

- (8) 高木清三郎稿「企業会計原則修正案の解説」(『産業経理』30巻2号 52ページ)。
- (9) 結局修正案ではこれがそっくり採用されたわけである。
- (10) 例えば、江村稔稿「引当金と利益剰余金」(『産業経理』21巻10号 148ページ)。
津曲直躬稿「引当金勘定」(『新版会計ハンドブック』中央経済社、昭42.496ページ)等。
- (11) 会計学研究会「引当金の研究」(『企業会計』15巻12号 93ページ)での江村教授の発言。
- (12) 江村教授は、引当金の費用性の根拠に関連して、「収益と費用との対応関係という考え方をもってしては、引当金の設定を説明できない場合にはとうぜん、その設定の当否は、ある金額を当期の収益に負担せしめようとする考え方そのものの当否として問われることになり、この場合には、予定されている事実の発生の確実性などについての納得性の有無大小が問われ、多数の人々の納得をえるかぎり、当期費用として計上できる。財産損失にそなえる引当金や将来に行なわれる特定の行事にそなえる引当金など、これを要するに「特定の支出又は損失に備えるための引当金」の設定は、期間計算としての企業会計において、完全に否定しえない」(『会計』97巻2号 53ページ)とする。すなわち、期間費用の性格はもたないが、なお剰余性引当金の概念に含ましめられないものの存在を認め、そのような中間の性格が引当金に少なからず付滞するから「引当金」の部が必要であるということのようである。ここで「多数の人々の納得をえる」ということの対称は株主総会の承認という形でもよいというのであろう。しかしわが国の株主総会は、多分に形式化した面があり、会計理論の基盤に立った判定を得ることは困難と考えられる。
- (13) 今日の公表貸借対照表上において、reserve の記載される場所は、もつとも一般化しているのは資本の部の上、流動負債の下である。その総合区分の表題は、“Reserves”であったり、“Other Liabilities and Reserves”や“Other Liabilities”等もみられる。(AICPA, *op. cit.* p. 124. H. A. Finney & H. E. Miller, *Principles of Accounting: Intermediate*, New York 1958, p.445等を参照。また J. M. Palen, *Report Writing for Accountants*, New York 1955, pp. 148—149, pp. 160—161にみられる貸借対照表参照)
- (14) 「リザーブの部」にみられる個別項目には、次のようなものが代表的なものとしてあげられる。偶発損失準備金、従業員福利厚生準備金、海外活動準備金、補償(担保)準備金、自家保険準備金、財産損失準備金、税金準備金、信用投資準備金、投資損失準備金等(AICPA, *op. cit.* pp. 124—147参照)。

IV 「特設準備金の部」の提案

ドイツ株式法の1831年法では、Rückstellungen は貸借対照表貸方の一項目として、Reservefonds と Wertberichtigungsposten (価値修正額) の間にみられた。⁽¹⁾ 1937年の改正法では、これに限定がつけられて Rückstellungen für ungewisse Schulden (不確実債務に対する引当金) となり、その後の1958年報告者草案第148条1項貸方IV、1960年政府草案第144条1項貸方IVに引継がれている。このようにドイツでは、引当金はいわゆる負債性引当金に限定されて今日に至っている。

1965年の改正株式法では、「不確実債務に対する」の限定用語は除かれ、再び Rückstellungen に戻っているが、代りにその内容について次のごとく詳細な規定が設定された。

引当金は、不確実な債務および決済未了の取引から生ずるおそれのある損失についてのみ、設定することができる。上のほか、引当金は、つぎに掲げるものについて設定することができる。

- ① 当該営業年度において支出されなかった修繕または廃物除却のための費用であって、次営業年度において支出されるもの。
- ② 法律上の債務なしに行なわれる保証。

上の各引当金は、その目的を詳細に表示して、区別して掲げなければならない。これ以外の目的のため、なんらの引当金も設定することができない。「退職年金引当金」の項目中には、支払中の年金についての引当金および年金期待権のための引当金を掲げなければならない。⁽²⁾

この条文では、引当金とは①不確実債務に対する引当金。②決済未了の取引から生ずるおそれのある損失に対する引当金。③当期に未了となった修繕や廃物除却の費用に対する引当金。④法律上の債務なしで行なう保証に対する引当金を指している。尚③と④は、1960年の政府草案にはみられなかったもので、その負債性は前二項に比べて薄いと考えられる。この引当金額計上については、第156条4項で規定された。

引当金は、合理的な商人の判断により必要な金額の範囲に限り、これを設定することができる。

一方、減価償却引当金等のいわゆる評価性引当金は、引当金の範疇とはされておらず、「価値修正額」として、①有形固定資産、②資本参加の有価証券、③固定資産たる有価証券、④債権に対する一般的な信用危険に対し、設定計上することができる⁽³⁾とされている。この④は、貸倒引当金とみることができるが、一括価値修正額としてのみ計上できるとなっており、例えば個々の売掛金の回収可能性⁽⁴⁾といったことは必要とされていない。

ドイツ株式法にみられる引当金規定には、その範囲を負債性引当金に限定しているとか、費用概念が広義にとられる傾向にあり、法律上負債性の希薄なものも引当計上を認められているとか、あるいは、貸倒損失の計上に際して個々の売掛金の回収可能性を考慮しない等興味のある事項がみられる。しかし、それとともに注目しなければならないのは、貸借対照表における表示方法である。

ドイツ株式法では、消極側（貸方側）を負債と資本に大分類し、さらに各々を中・小分類する方式ではない。消極側は資本金、公開準備金、価値修正費引当金等8項目の中分類に分かれている⁽⁵⁾。また税法が特別措置で計上を認めている準備金の表示については、別に規定（第152条5項）を設けている。

税法の規定にもつぎ、その取崩しに際して初めて課税されるべき項目を消極の部に掲げられるときは、この項目は、公開準備金から区別し、それが設定される根拠となる規定を示して、消極の部「第2①準備金たる部分をもつ特別項目」として掲げなければならない。

この規定は、非課税の積立金を一般の積立金、準備金と区別して表示することを要求したものである。わが国では、同様のものが、引当金とか準備金の用語を用いて負債の部に掲げられているわけである。

今日、米国における公表貸借対照表にみられる貸方側の大分類は、基本的には負債および資本の二分類であるが、両者の中間に「リザーブの部」を設けた三区分のものも見受けられる。

この「リザーブの部」は、租税対策、外国貿易上の危険損失、社内保険、従業員の福利厚生、減価償却費とは別個の資産保全のための目的で reserve の用語を付して留保した積立金等を掲載する部門として用いられている⁽⁶⁾。その沿革は、reserve の混乱時代から始まったものであったが、その後の用語使用の改善により reserve の内容を、利益処分としての積立金の範疇に整理することができた結果、「リザーブの部」は、貸借対照表上にみられても資本の部の延長にすぎないこととなり、統計や財務分析の資料に利用する場合、究極には資本の部に含ませられるものとなっている。

ドイツ株式法の規定する貸借対照表上の「準備金たる部分をもつ特別項目の部」と、この「リザーブの部」は、その内容において異なるものではあるが、わが国の引当金会計の純化には、両者共注目すべきものである。

法人税法で損金設定を認めている貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金等、また通達において認められている減価償却引当金、景品引当金等は、会計理論上もその費用性を認められるものではあるが、企業によっては、税法の限度内の計上であっても、費用対応額を超えた準備金の性格の額を含む場合も考えられる。また租税特別措置法上損金設定を認められる価格変動準備金、海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、証券取引責任準備金、渇水準備金、違約損失補償準備金、探鉱準備金等および取扱上基本通達などにおいて認められている各種の準備金は、その本質において費用性が極めて薄いものが多い。このような税法上の特典により損金計上を認められているもので、費用性引当金の範囲を超える準備金、積立金部分を貸借対照表上区分表示することがのぞましい。これはドイツ株式法が採用している区分表示規定と全く同様の主旨となるが、引当金会計理論の表示問題として改めてとりあげるべきものである。

大蔵省証券局幹事案においては「特定引当金の部」の設定が提案されていたが、この意味からは一歩前進したものとみることができる。しかし再び

reserve 論議に立戻らば、このような表示区分に引当金の用語を使用することは、新たな混乱を予想せしめはするが、引当金会計の純化を根本的に推し進めるものではないことが明瞭となる。法令によって認められた非課税の準備金を示す区分であるから、「準備金の部」とか「特設準備金の部」といった表題とすべきものであり、またそこに掲げられる個々の項目には、引当金の用語を付することが適当でないことを勧告する必要がある。更に、米国の公表貸借対照表では、「リザーブの部」に掲げられた項目と金額については、必ずずといつてよいほど詳細な注記が付されている。「特設準備金の部」についても同様のことが要求されて然るべきである。

商法第 287 条 2 の規定は、負債概念を恣意的に拡大したという結果になっていることから、この規則の改正が待たれるが、用語使用の上からも批判されるべきものである。

注 (1) 本論 II の注(16)参照。

(2) Aktiengesets 第152条 7 項。条文の訳は、八木弘、河本一郎、正亀慶介共訳「ドイツ株式法邦訳」(『神戸法学雑誌』16巻4号 841ページ)による。尚本文中に引用した1965年法の他の条文の訳も同様三氏によるものである。

(3) 第 152 条 6 項。尚この条項には但書きがあり、「各項目に対応する価値修正額は、第 1 項第 2 文に準ずる項目分類により区別して、一括価値修正額は「債権に対する一括価値修正額」として、掲げなければならない。」と記載方法を規定している。

(4) この株式法の立場は、江村教授の見解と一致している(江村稔稿 前掲論文 10ページ参照)。

(5) 第 151 条「年度貸借対照表の項目分類」で消極の部は次のような分類となっている。(『神戸法学雑誌』16巻4号 846ページ「ドイツ株式法邦訳」による)。

第 1 資本金

第 2 公開準備金 ①法定準備金, ②その他の準備金(任意積立金)。

第 3 価値修正費

第 4 引当金 ①退職年金引当金, ②長期の引当金, ③その他の引当金。

第 5 4年以上の継続期間をもつ債務 ①借入金, ②信用機関に対する債務, ③その他の債務,

第①ないし第③のうち, 4年以内に弁済期に到来するもの。

第6 その他の債務 ①引渡しおよび給付にもとづく債務，②為替手形の引受および約束手形の振出にもとづく債務，③金融機関に対する債務で，第5に属さないもの，④受取済の前受金，⑤連結企業に対する債務，⑥その他の債務。

第7 計算限界項目

第8 貸借対照表利益

この分類の第4の「引当金」は，退職年金引当金のみが特別項目とされていることに特徴がみられるが，社会的，財務的にみて特に重要であるということにもとづいたものであろう。

- (6) 例えば，*General Motors Co.* の貸借対照表は，以前から「リザーブの部」を設けている。次に掲げたのは，1965年度（1965年12月31日付）の貸借対照表にみられた「リザーブの部」の内容である。

Reserves:

従業員福利厚生準備金	\$ 26,281,468
偶発損失準備金	30,800,000
国外営業危険準備金	141,667,396
雑損失準備金	30,951,614
合計	\$ 229,700,478